平成２４年（フ）第４５号
長野県佐久市根々井1058番地　大塚団地10号
債務者　佐藤　孝男
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月５日午後２時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２４年（フ）第４７号
長野県北佐久郡軽井沢町大字追分1410番地３
債務者　内田　義一
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月11日午後２時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２４年（フ）第４９４号
静岡市清水区楠新田396番地の１　エクセレント草薙104、旧住所静岡市清水区馬走２番14号　セアティーⅡ106
債務者　内田　和秀
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月21日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１１１０５号
東京都板橋区成増３丁目１―13―401
債務者　志村　依子
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１１１７号
東京都町田市玉川学園１丁目24―２
債務者　池田　香織
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１８９４号
横浜市神奈川区幸ケ谷47番地　204号
債務者　佐藤　桂子
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２３年（フ）第３３８号
埼玉県本庄市中央１丁目６番28号
破産者　有限会社長谷見商店
1　決定年月日　平成24年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第３５４号
埼玉県大里郡寄居町大字鉢形1063番地１
破産者　石渡建材株式会社
1　決定年月日　平成24年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第９１号
千葉県四街道市下志津新田2535番地52、住民票上の住所神奈川県足柄下郡真鶴町真鶴1026番地
破産者　舟戸　　武
1　決定年月日　平成24年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第１３３号
千葉県白井市冨士141番地の２　シャルマン101
破産者　杉浦　静江（旧姓浅海）
1　決定年月日　平成24年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第１６号
滋賀県長浜市曽根町1309番地の１
破産者　有限会社ステップ
1　決定年月日　平成24年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２４年（フ）第４２号
釧路市大楽毛154番地397
破産者　株式会社ウオシンフーズ
1　決定年月日　平成24年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第１２９号
千葉県佐倉市生谷1166番地１
破産者　有限会社世良
1　決定年月日　平成24年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第１３０号
千葉県香取市津宮4119番地２、住民票上の住所千葉県匝瑳市飯倉台35番地３
破産者　菅澤　清光
1　決定年月日　平成24年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第１３４号
千葉県柏市十余二337番地184
破産者　株式会社エヌユーサービス
1　決定年月日　平成24年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第１３５号
千葉県佐倉市井野193番地２　ハーモニーヒルズユーカリの森302号
破産者　梅田　規由
1　決定年月日　平成24年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第４２３号
東京都中央区日本橋小伝馬町６番１号
破産者　株式会社プロス・G
1　決定年月日　平成24年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２６９号
東京都日野市東平山３丁目11番地の９
破産者　小林　直美
1　決定年月日　平成24年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第８３８号
神奈川県秦野市菩提969番地、商業登記簿上の本店所在地神奈川県秦野市上大槻1061番地１ホーユウパレス秦野Ⅱ―504
破産者　大澤鉄道建設株式会社
1　決定年月日　平成24年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部